

# 当業態における災害等義援金の取扱い制度について

当協会は、地域社会への貢献活動の一環として、災害等<sup>(注)</sup>が発生した際に、被災地の地方公共団体等の要請に基づき、会員行に開設された義援金口座への送金手数料を無料とする取扱いを制度化しております。

本制度における義援金の取扱いの流れは、以下のとおりです。

(注) 災害等は、①災害救助法または激甚災害法の適用が見込まれる自然災害(集中豪雨、大規模地震等)、②会員行の営業地域の産業に著しく悪影響を及ぼす不慮の大規模事故(家畜伝染病のまん延、環境汚染等)で、その地域の復興支援等のために自衛隊が派遣された事態が対象となります。

## 【本制度における義援金の取扱いの流れ】

- ① 災害等が発生



- ② 被災地の地方公共団体等が、当該被災地の会員行に義援金受入口座を開設し、義援金の送金手数料の無料扱いについて要請



- ③ 義援金受入口座が開設された会員行から当協会に、被災地の地方公共団体等の要請内容に基づき、会員行での送金手数料を無料とする義援金受付けの協力要請



- ④ 当協会から会員行に、上記③の協力要請を連絡し、同要請への諾否について意向を確認



- ⑤ 上記④の要請に同意した会員行は、店舗窓口<sup>(注)</sup>においてお客様から受付けた義援金を被災地の会員行に開設された義援金受入口座に送金手数料を無料で送金

(注) ATMやインターネットバンキング等からの義援金の送金は、本取扱いの対象となりません。

